

事務連絡  
令和6年1月9日

都道府県  
各 指定都市 民生主管課長 殿  
中核市

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局高齢者支援課

#### 令和6年能登半島地震における社会福祉施設等での感染症等の予防について

今般の地震の発生から一週間以上が経過し、被災地での避難生活が長期化する中で、避難所や被災した高齢者施設等において、ノロウイルス感染症が疑われる急性胃腸炎が発生した旨が報告されている状況を受け、別添のとおり「令和6年能登半島地震における避難所や高齢者施設等でのノロウイルス感染症対策について」（令和6年1月8日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課連名事務連絡※）が発出されています。

※参考（厚生労働省HPアドレス） <https://www.mhlw.go.jp/content/001187343.pdf>

同事務連絡では、厚生労働省のウェブサイトにおいて掲載されている手指衛生やトイレの衛生管理、食中毒予防等の啓発資料、及び、日本環境感染学会のウェブサイトに掲載されている大規模災害時の被災地における感染制御支援を目的としたマニュアルを必要に応じてご参照いただき、可能な限り感染拡大防止策に留意するよう呼びかけております。また、ノロウイルス感染症の集団発生における疫学調査については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第16項の規定に基づき、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、その長）の要請により国立感染症研究所による実地疫学専門家の支援が可能である旨を周知しております。

社会福祉施設等でのノロウイルス感染症対策についても同様に、感染拡大防止策にご留意いただくとともに、当該感染症の発生時には専門家による支援を受けることが可能でありますので、必要な対応を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今般の地震により被災されていない自治体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付いたします。